



んとして約束の上にまた誓を立給へり 神の語ることを能き此二件の易なきこと前に立てたる誓を  
 執んでて怒を遣はる我儕を思めんが爲なり 我儕が此誓ハ靈魂の鎖の如し堅固して動かす機の内ハ入  
 我儕の爲にイエス前驅して其處ハ入メルキセデクの班の如く獨なく祭司の長となれり  
 此メルキセデクハサレムの王ホて至高き神の祭司なりしがアブラハム王等を殺して旋じて是に彼  
 アブラハムを迎て酬せり アブラハム之お供て所獲の十分の一を分たり先づの名を譯バ義の王次ハサレ  
 ムの王と云て是則ち平康の王なり 彼ハ父なく母なく族譜なく生の始なく亦終もなく神の子お象られて  
 恒小祭司たりき 先祖アブラハム所獲の最も善物の十分の一を以て彼に与れば其人の如何も尊かと思ふ  
 べし 彼のの子孫のうち祭司の職を受ける者ハ律法を循ひて民即ち其兄弟より十分の一を取て之を命せら  
 る彼等ハアブラハムの腰より出たる者雖もなは然亦せり 然此血脈に非ずして彼ハアブラハムより  
 十分の一を取て其約束を有てる者を祝せり 劣れる者の優れる者に祝さるるハ論なきこと也 此亦十  
 分の一を愛る者ハ死べき者彼なるハ活る者なりと語せられたり 又十分の一を愛る所のレヒムアブラ  
 ハムによりて十分の一を輸たりと言べし 蓋メルキセデクが彼に遇るときレヒム其父の腰に在バかり  
 民ハレヒムの橋なる祭司の職に本きて律法を受たり 若この職に賴て完全とせらば何ぞ別にアロンの班と  
 稱ざるメルキセデクの班の如き祭司の起ることを求めん乎 既に祭司の統かゝる時ハ律法も亦必ず易る  
 べし 此等の事ハ祭壇に從たる者なき支派に屬する者を指て言ひ 我儕が主のユダより出し事ハ明かなり  
 モーセこの支派に對て祭司の職のことハ何をも言ざりき 既にメルキセデクの如き他の祭司起られ之律  
 法の易ることも愈明らけし 彼の肉體に係る律法の例に循ひて立す朽ざる生命の能に循ひて立り 蓋メ

ノ 二〇一  
 一 卷六〇五 九〇  
 二 卷六〇五 九〇  
 三 卷六〇五 九〇  
 四 卷六〇五 九〇  
 五 卷六〇五 九〇  
 六 卷六〇五 九〇  
 七 卷六〇五 九〇  
 八 卷六〇五 九〇  
 九 卷六〇五 九〇  
 十 卷六〇五 九〇  
 十一 卷六〇五 九〇  
 十二 卷六〇五 九〇  
 十三 卷六〇五 九〇  
 十四 卷六〇五 九〇  
 十五 卷六〇五 九〇  
 十六 卷六〇五 九〇  
 十七 卷六〇五 九〇  
 十八 卷六〇五 九〇  
 十九 卷六〇五 九〇  
 二十 卷六〇五 九〇  
 二十一 卷六〇五 九〇  
 二十二 卷六〇五 九〇  
 二十三 卷六〇五 九〇  
 二十四 卷六〇五 九〇  
 二十五 卷六〇五 九〇  
 二十六 卷六〇五 九〇  
 二十七 卷六〇五 九〇  
 二十八 卷六〇五 九〇  
 二十九 卷六〇五 九〇  
 三十 卷六〇五 九〇  
 三十一 卷六〇五 九〇  
 三十二 卷六〇五 九〇  
 三十三 卷六〇五 九〇  
 三十四 卷六〇五 九〇  
 三十五 卷六〇五 九〇  
 三十六 卷六〇五 九〇  
 三十七 卷六〇五 九〇  
 三十八 卷六〇五 九〇  
 三十九 卷六〇五 九〇  
 四十 卷六〇五 九〇  
 四十一 卷六〇五 九〇  
 四十二 卷六〇五 九〇  
 四十三 卷六〇五 九〇  
 四十四 卷六〇五 九〇  
 四十五 卷六〇五 九〇  
 四十六 卷六〇五 九〇  
 四十七 卷六〇五 九〇  
 四十八 卷六〇五 九〇  
 四十九 卷六〇五 九〇  
 五十 卷六〇五 九〇

人を立て祭司の長となせり 然て律法の後の護の言ハ窮なく全き子を立たり  
 我いへる所の用要ハ是の如き祭司の長の我儕に在ることなり 彼ハ天に於て大なる威光ある者の位  
 の右に坐して 聖所に從入即ち人の建る所に非ず主の建たまへる所の眞の幕屋なり 諸の祭司の長の  
 立られたるハ禮物ハ犧牲を獻る爲なるが故も亦かならず獻る所の物あるべし 彼もし地に居バ祭司  
 と爲べからず蓋すでに律法に循ひて禮物を獻る祭司のみ也 彼等が事する所ハ天にある者の狀と影なり  
 モーセ幕屋を造らんとせし時に謹慎て凡の事をなすに山に於て我なんぢに示しし所の式に遵ふべしと  
 示されたりし如し 然て今かれハ愈れる約束に基きて立られたる契約の中保となる是の如く彼ハ勝れた  
 る職を得たり 今の初の契約もし虧ることなくハ後の契約を立てることを求めし 今の處る所を彼等に示

ルキセデクの班の如く獨なく祭司たりと語せられたれば也 是れ律法ハ何事をも全うせし所なし  
 是故に前の法度ハ 若の若弱と益なきを以て廢せられ 更に愈れる善望を立られたり 我儕この望に因て神に  
 近くことを得たり 三かの人々ハ誓なくして祭司とされ 彼ハ誓を以て祭司となれり 是主かよりなき誓を  
 立て爾ハメルキセデクの班の如く獨なく祭司たりと語れる者による是の如く イエスの誓に非ざれば祭司  
 とならざるは 尤も善契約の保証人となれり 彼等ハ死あるが因て永く存て能はず故に祭司となら  
 る者多き 然てイエスの窮なく存が故に見よとなき祭司の職を有り 是故に彼ハ己に賴て神に敬る者  
 の爲に懇求など恒に生れバ彼等を全く扱ひ得なり 是の如き祭司の長の我儕に當れる者なり 彼ハ聖潔  
 して不善きことなく 纖垢なくして罪人に遠かきり且天よりも高し 又かの祭司の長等の如く 先かの罪  
 のち民の罪の爲に日ごと犧牲を獻べき由なき蓋すでに 二次あのを獻て之を成ばなり 是れ律法ハ弱き  
 人を立て祭司の長となせり 然て律法の後の護の言ハ窮なく全き子を立たり

一 卷六〇六 六  
 二 卷六〇六 六  
 三 卷六〇六 六  
 四 卷六〇六 六  
 五 卷六〇六 六  
 六 卷六〇六 六  
 七 卷六〇六 六  
 八 卷六〇六 六  
 九 卷六〇六 六  
 十 卷六〇六 六  
 十一 卷六〇六 六  
 十二 卷六〇六 六  
 十三 卷六〇六 六  
 十四 卷六〇六 六  
 十五 卷六〇六 六  
 十六 卷六〇六 六  
 十七 卷六〇六 六  
 十八 卷六〇六 六  
 十九 卷六〇六 六  
 二十 卷六〇六 六  
 二十一 卷六〇六 六  
 二十二 卷六〇六 六  
 二十三 卷六〇六 六  
 二十四 卷六〇六 六  
 二十五 卷六〇六 六  
 二十六 卷六〇六 六  
 二十七 卷六〇六 六  
 二十八 卷六〇六 六  
 二十九 卷六〇六 六  
 三十 卷六〇六 六  
 三十一 卷六〇六 六  
 三十二 卷六〇六 六  
 三十三 卷六〇六 六  
 三十四 卷六〇六 六  
 三十五 卷六〇六 六  
 三十六 卷六〇六 六  
 三十七 卷六〇六 六  
 三十八 卷六〇六 六  
 三十九 卷六〇六 六  
 四十 卷六〇六 六  
 四十一 卷六〇六 六  
 四十二 卷六〇六 六  
 四十三 卷六〇六 六  
 四十四 卷六〇六 六  
 四十五 卷六〇六 六  
 四十六 卷六〇六 六  
 四十七 卷六〇六 六  
 四十八 卷六〇六 六  
 四十九 卷六〇六 六  
 五十 卷六〇六 六

して曰く主いひ給ひけるハ我ハイスラエルの家ニ新約を立て準備するの日來らん 此の約ハ我手を執て彼等の先祖をエブラの地より導き出せる日に立し所の如きに非ず蓋かすら我が契約に背かんと爲べし 各人々の邦人ニ其兄弟ヲ教て爾主を識べし 復たは盡小より大に至るまで悉く我を識んわれ 又た彼等を願ひ給ひけるが故なりと主いひ給ひたり 又た主いひ給ひけるハ其日の後われイスラエルの家に立んとする契約ハ此なりわれ我が律法をうの念に置きた其心に銘さん我がこれらの神となり彼等我が民 となすべし 各人々の邦人ニ其兄弟ヲ教て爾主を識べし 復たは盡小より大に至るまで悉く我を識んわれ 彼等の不義を恤み其罪と惡をそた意に記され也 しかれ既お新と舊しハ初の物を舊とする也 爾舊て表る物の始に於て消廢んとす

初の契約にハ祭の禮儀と世に屬する聖殿とあり 設ける前の幕屋を聖所と稱く内に燈臺と祭壇と俱のバツあり 又た第二の幔の後の幕屋を至聖所と稱く ことに金の香鑪と偏く金を蔽ひて契約の櫃わり 此中にマナを藏めたる金の壺とアロンの穿しし櫃と二の契約の碑あり 上にハ贖罪所を覆る榮耀のクハピツあり 今これらに就て詳かに言はず 此の如く此等のもの既に備えり 祭司等ハ常に前の幕屋に入て祭を行ひ 興なる幕屋ハ祭司の長のみ年に一次いれど血を携せしめて入りて入とどなはしかのれど民の愆の爲に獻るなり 聖靈とまを以て前の幕屋のなは在りし時ハ至聖所ハ入べき路の闕とざりし事を示す 此の幕屋ハ當時のためお散られたる表式なり之に循ひて獻たる禮物と犠牲ハ今の奉事する者の良心を全うするて 能とざりき 此等ハたハ肉體に屬する儀文として食もの飲もの及さまへのの洗滌と共に振興らん時まで 貸せらむとる耳 今キリスト既に至り彼ハ來らんとする嘉事ハ祭司は長わして手かて造る幕屋すな 之ハ此世に屬する所の者かぬ愈りたる大なる全き幕屋小より 羊體の血を用ふ已が血をもて一たび聖

又節二章三節  
一節二章三節  
二節二章三節  
三節二章三節  
四節二章三節  
五節二章三節  
六節二章三節  
七節二章三節  
八節二章三節  
九節二章三節  
十節二章三節  
十一節二章三節  
十二節二章三節  
十三節二章三節  
十四節二章三節  
十五節二章三節  
十六節二章三節  
十七節二章三節  
十八節二章三節  
十九節二章三節  
二十節二章三節  
二十一節二章三節  
二十二節二章三節  
二十三節二章三節  
二十四節二章三節  
二十五節二章三節  
二十六節二章三節  
二十七節二章三節  
二十八節二章三節  
二十九節二章三節  
三十節二章三節  
三十一節二章三節  
三十二節二章三節  
三十三節二章三節  
三十四節二章三節  
三十五節二章三節  
三十六節二章三節  
三十七節二章三節  
三十八節二章三節  
三十九節二章三節  
四十節二章三節  
四十一節二章三節  
四十二節二章三節  
四十三節二章三節  
四十四節二章三節  
四十五節二章三節  
四十六節二章三節  
四十七節二章三節  
四十八節二章三節  
四十九節二章三節  
五十節二章三節  
五十一節二章三節  
五十二節二章三節  
五十三節二章三節  
五十四節二章三節  
五十五節二章三節  
五十六節二章三節  
五十七節二章三節  
五十八節二章三節  
五十九節二章三節  
六十節二章三節  
六十一節二章三節  
六十二節二章三節  
六十三節二章三節  
六十四節二章三節  
六十五節二章三節  
六十六節二章三節  
六十七節二章三節  
六十八節二章三節  
六十九節二章三節  
七十節二章三節  
七十一節二章三節  
七十二節二章三節  
七十三節二章三節  
七十四節二章三節  
七十五節二章三節  
七十六節二章三節  
七十七節二章三節  
七十八節二章三節  
七十九節二章三節  
八十節二章三節  
八十一節二章三節  
八十二節二章三節  
八十三節二章三節  
八十四節二章三節  
八十五節二章三節  
八十六節二章三節  
八十七節二章三節  
八十八節二章三節  
八十九節二章三節  
九十節二章三節  
九十一節二章三節  
九十二節二章三節  
九十三節二章三節  
九十四節二章三節  
九十五節二章三節  
九十六節二章三節  
九十七節二章三節  
九十八節二章三節  
九十九節二章三節  
一百節二章三節

所か入て永遠贖をなすことを得たり とも汚穢を濯いで牛かよび羊の血また燃る犠牲の灰など肉體を深く 死の行を去しめて其心を潔くすることを得ざらん乎 是故わ彼ハ新約の中保となり是はじめの契約の時に 犯せる罪を贖ふべき死あるに由て召れたる者の餘かき世嗣の終末を得んが爲なり 凡そ遺棄あるとざり 必ず之を録しし者の死たることを望むるを得ず うれ遺棄ハ之を録せる者の活る時ハ少の力あること 無りの人死てち望なる也 是故に初の契約も血かよとして立ざりき モーセ律法を遵ひて諸の誡を 衆の民かづけ犠と羊の血かよび水を取て絳の毛と牛膝草をもて書と衆に民を濯いで云て 此神の爾曹に命 じ給へる契約の血なり 又た此の如く血をもて幕屋と凡の祭器を濯いで 凡そ律法を循ふ諸の物の血を 以て潔らる血を流すことを得ざれば赦さるる事なし 是故に天亦在るものに象りたる物ハ必ず此義をもて潔 られしかば天亦在るもの此等よりも愈りたる犠牲を以て潔らるべき也 キリストハ眞の物の模なる手か て造る聖所に入らず今より永く我儕の爲お神の前に顯れんとて眞實の天に入ぬ 又た彼の祭司の長れ年々 之に他の物の血をもて聖所に入てよく屢おのれを獻ることをせず とも然すバ彼創世より以來之を 苦難を受べきなり 然るに已を犠牲となして罪を除かんが爲に今世の季にひとたび顯現たり 一たび死て 之を死に審判を受ることより人に免れる事也 如此キリストも多の人の罪を負んが爲か一たび犠牲とせ たる彼ハ復罪を負てなく已を望む者に再び顯現て救を施すべし

律法ハ來らんとする美事ハ顯わして實ハ形カ非ざるべき年々ごとに斷り斷る所の祭物を以て神カ 爾者を恒く不満足すること能はず ともし成全することを得ハ獻祭者一たび潔られ復罪を覺ざるの故カ獻

一節十章  
二節十章  
三節十章  
四節十章  
五節十章  
六節十章  
七節十章  
八節十章  
九節十章  
十節十章  
十一節十章  
十二節十章  
十三節十章  
十四節十章  
十五節十章  
十六節十章  
十七節十章  
十八節十章  
十九節十章  
二十節十章  
二十一節十章  
二十二節十章  
二十三節十章  
二十四節十章  
二十五節十章  
二十六節十章  
二十七節十章  
二十八節十章  
二十九節十章  
三十節十章  
三十一節十章  
三十二節十章  
三十三節十章  
三十四節十章  
三十五節十章  
三十六節十章  
三十七節十章  
三十八節十章  
三十九節十章  
四十節十章  
四十一節十章  
四十二節十章  
四十三節十章  
四十四節十章  
四十五節十章  
四十六節十章  
四十七節十章  
四十八節十章  
四十九節十章  
五十節十章  
五十一節十章  
五十二節十章  
五十三節十章  
五十四節十章  
五十五節十章  
五十六節十章  
五十七節十章  
五十八節十章  
五十九節十章  
六十節十章  
六十一節十章  
六十二節十章  
六十三節十章  
六十四節十章  
六十五節十章  
六十六節十章  
六十七節十章  
六十八節十章  
六十九節十章  
七十節十章  
七十一節十章  
七十二節十章  
七十三節十章  
七十四節十章  
七十五節十章  
七十六節十章  
七十七節十章  
七十八節十章  
七十九節十章  
八十節十章  
八十一節十章  
八十二節十章  
八十三節十章  
八十四節十章  
八十五節十章  
八十六節十章  
八十七節十章  
八十八節十章  
八十九節十章  
九十節十章  
九十一節十章  
九十二節十章  
九十三節十章  
九十四節十章  
九十五節十章  
九十六節十章  
九十七節十章  
九十八節十章  
九十九節十章  
一百節十章

ることを止ざらん乎。然ど年おとに此祭をなすに因て罪を憶ること現なる也。これ年と羊の血の罪を除くこと能ざるに因て。是故わ彼世に臨ると言ひける。ハ爾犠牲と祭物を欲せず。唯わが爲る肉體を備ふ。かたが燔祭と罪祭を憶えず。歷時われ曰ひける。神よ。我なんか。の旨を行とんとて承る。即ち我について書に録されたり。先わハ犠牲と禮物と燔祭と罪祭す。かたら。律法を循ひて獻るもの。を欲せず。又悦ぶ。また。言後ハ神よ。我か。の旨を行とんとて。承れり。と。言るの。後。ある。者。を。立。た。ん。爲。す。其。先。なる。者。を。除。け。り。この。旨。小。適。て。我。儕。に。對。し。て。此。ハ。イ。エ。ス。キ。リ。ス。ト。の。一。次。祭。の。が。肉。體。を。獻。じ。し。か。因。て。な。り。諸。の。祭。司。ハ。日。で。お。立。て。奉。事。す。を。か。し。少。か。罪。を。除。く。と。能。さ。ず。と。能。さ。ざる。同。に。犠。牲。を。屢。々。獻。じ。然。と。此。ハ。一。次。罪。の。爲。に。一。の。犠。牲。を。獻。て。第。一。の。神。に。右。に。坐。し。て。の。敵。を。足。踏。ん。だ。さ。ん。時。を。俟。り。蓋。か。れ。一。の。獻。物。を。以。て。潔。く。る。者。を。永。遠。全。成。す。れ。ん。也。聖。靈。また。我。儕。に。之。を。誦。す。蓋。この。日。の。後。わ。れ。彼。等。と。立。ん。と。す。る。契。約。ハ。此。か。り。と。云。る。後。に。主。い。ひ。給。て。く。我。の。律。法。を。其。心。に。置。る。の。衷。に。銘。し。復。す。の。罪。と。惡。と。を。我。が。意。に。記。し。と。有。か。ゆ。ん。也。既。に。此。等。の。赦。わ。ら。ん。に。復。罪。の。た。め。に。處。る。こと。無。る。べ。し。是。故。に。兄。弟。よ。我。儕。イ。エ。ス。の。血。に。由。て。其。我。儕。の。爲。に。開。た。る。新。し。き。生。路。より。曠。なる。其。肉。體。を。過。し。人。憚。り。す。て。至。聖。所。か。入。事。を。得。か。つ。神。の。家。を。理。る。大。か。る。祭。司。わ。れ。ハ。我。儕。誠。實。の。心。と。疑。を。懷。か。さ。る。信。仰。を。保。ち。心。の。惡。念。を。濯。れ。清。水。を。も。て。身。を。洗。れ。て。近。く。へ。く。又。認。め。ず。所。の。望。を。動。さ。ず。して。固。く。守。る。べ。し。蓋。約。束。せ。し。者。ハ。誠。信。な。れ。ん。也。わ。れ。ら。互。に。顧。み。て。愛。心。と。善。行。を。激。勵。し。會。集。を。輟。る。或。人。に。致。ふ。こと。な。く。共。に。相。勸。め。其。日。い。よ。一。近。る。を。見。て。益。此。の。如。く。な。す。べ。し。若。れ。ら。眞。理。を。廢。得。せ。ら。れ。し。後。な。は。別。法。に。罪。を。犯。さ。バ。罪。を。贖。ふ。儀。性。な。た。有。と。さ。か。く。惟。お。ろ。ろ。れ。て。審。判。を。待。つ。こと。と。決。斷。を。換。滅。さ。ん。と。す。る。烈。火。の。み。遇。ふ。な。り。モ。一。セ。の。律。法。を。廢。る。者。も。し。二。三。人。の。語。わ。ら。バ。懼。ま。る。こと。無。し。て。死。べ。し。況。て

新約全書  
希伯來書  
第十章  
自三至二十九節  
二百五十八

神の子を蹂躪みつから。流られし契約の血を。聖常のものとなし。又恩を加す。靈を辱る者の。受べき其罰の。重と。幾。何。と。償。ふ。や。主。い。と。く。仇。を。報。る。に。我。に。わ。り。我。報。べ。し。又。い。と。く。主。の。民。を。顧。み。か。ん。如。此。い。へ。る。者。を。我。儕。ハ。知。ず。神。の。手。に。啓。る。ハ。畏。る。べ。き。事。な。り。か。ん。が。ら。昔。し。光。照。を。受。し。の。ち。大。なる。苦。の。戦。争。を。忘。た。り。し。日。を。憶。起。べ。し。或。ハ。祈。禱。と。鞭。子。を。う。け。人。に。調。玩。の。如。く。せ。ら。れ。或。ハ。欺。る。事。に。お。か。る。者。に。對。し。て。爲。り。し。ハ。爾。曹。わ。が。經。緯。に。在。る。體。體。を。た。だ。已。め。た。め。に。天。か。於。て。愈。美。た。る。常。に。存。つ。べ。き。業。わ。る。を。知。り。人。の。爾。曹。が。業。を。奪。ん。と。す。る。を。も。喜。び。て。受。たり。是。故。に。爾。曹。の。大。なる。報。を。受。べ。き。信。仰。を。捨。棄。る。こと。勿。れ。なん。ぢ。ら。ん。必。ず。用。さ。し。も。の。ハ。罰。金。か。り。是。神。の。旨。を。行。ひ。て。約。束。の。もの。を。受。た。ん。が。爲。か。り。今。片。時。あ。り。て。來。る。者。さ。た。ら。ん。必。ず。運。ら。し。義。人。の。信。仰。に。由。て。生。べ。し。若。し。退。か。バ。我。が。靈。魂。之。れ。を。喜。ぶ。と。せ。し。然。ど。我。儕。退。き。て。沈。淪。に。及。ぶ。べ。き。者。に。非。ず。信。じ。て。靈。魂。の。救。を。得。べ。き。者。か。り

われら信仰に由て諸の世界の神の言にて。進れ。如此。み。ゆる。所。の。もの。ハ。見。べき。物。に。由。て。造。れ。ざる。こと。を。知。信。仰。に。由。て。ア。ベ。ル。カ。イ。ン。より。愈。々。祭。物。を。神。に。獻。て。義。者。と。誇。り。た。り。又。神。の。禮。物。に。つ。い。て。證。し。給。へ。バ。也。か。是。死。れ。ど。も。信。仰。に。由。て。今。な。は。言。へ。り。信。仰。に。由。て。エ。ノ。ハ。死。ざる。や。う。に。移。され。たり。神。之。れ。を。移。し。く。に。因。て。人。自。出。す。と。能。さ。ず。と。能。さ。ざる。に。先。に。神。に。悔。む。る。者。と。語。せ。ら。れ。し。也。信。仰。な。く。バ。神。を。悔。む。す。と。能。さ。ず。蓋。神。に。來。る。者。ハ。神。お。る。を。信。じ。且。神。ハ。必。ず。己。を。求。る。者。に。報。賞。を。賜。ふ。者。か。る。を。信。ず。べ。け。レ。バ。也。信。仰。に。由。て。ア。ハ。未。だ。見。ざる。事。の。示。を。尋。り。故。み。て。其。家。族。を。救。へ。ん。爲。本。舟。を。設。け。たり。之。か。由。て。世。の。人。の。罪。を。定。め。た。信。仰。に。由。る。義。を。受。へ。ん。嗣。子。と。な。れ。り。信。仰。に。由。て。ア。ラ。ハ。ム。ハ。の。承。繼

新約全書  
希伯來書  
第十一章  
自一節至十九節  
二百五十九

べき地に往きの命を蒙り之に遵ひるの往きざるを知らずして出たり 彼また信仰に由て異邦小在の如く約束の地に備り同じ約束を相勵るイサクヤコブと共小幕屋に居り 神の遣はれる所の基ある京城を望み べ也 是故も死たる者の如き一人より天の星の多と海邊の砂の數へ難きが如く生出たり 此等皆信仰を懷きて死り未だ約束の者を受ざりしは遙かに之を望みて喜び地小在にて自ら奮然たり寄寓者かと言ふ 如此く人者家郷を尋る事を表す也 彼等も如何の出し地を念ふも離るべきの機ありしなるべし 然る彼等ハ更に愈れる所すなわち天に在ることを慕へり是故に神ハ其神と稱ることを加せざりき蓋か れらの爲に京城を備へ給ふべ也 信仰に由てアブラハムハ試られし時イサクを獻たり彼ハ約束を受し 者あるが其標子を獻たり 此子に就てハ爾の子孫イサクに由て稱らるべしと云れたりき 彼もあらく 神ハ死より之を復活し得ると則ち死より彼を受しが如かりき 信仰に由てイサクハ來らんとする事に就て ヤコブとエサウを祝せり 信仰に由てヤコブハ死んとする時にヨセフの子を祝し又アブラハムの子孫の頭 に扶て崇拜をなせり 信仰亦由てヨセフハ死んとする時にイサクの子孫の頭より出る事につ いて語り又アブラハムが骸骨の事に就て命たり 信仰に由て父母ハモイセの生れたる時アブラハムの子孫の頭 見て三月の間之を匿し又王の命をも畏ざりき 信仰に由てモイセハ成長し時バラムの女の子と稱ることを 斷たり 暫く罪の樂を享んよりハ聖なる神の民と共に苦難を受んことを善とし 信仰に由てヨセフハ 信じてハエジプトの貨財よりも寶貴と意へり 蓋し寶貴を認て聖となり 信仰に由て彼ハエジプトを離れ王の怒を 畏れざりき 是を見ざる者を見が如く耐忍べん也 信仰亦由て彼ハ逾越節と血を灑ぐ禮を守れり 蓋し長子を

ルカ 〇三七  
ヨハ 二〇六八  
コリ 一三二  
ロ 一七  
一三  
一四  
一五  
一六  
一七  
一八  
一九  
二〇  
二一  
二二  
二三  
二四  
二五  
二六  
二七  
二八  
二九  
三〇  
三一  
三二  
三三  
三四  
三五  
三六  
三七  
三八  
三九  
四〇  
四一  
四二  
四三  
四四  
四五  
四六  
四七  
四八  
四九  
五〇  
五一  
五二  
五三  
五四  
五五  
五六  
五七  
五八  
五九  
六〇  
六一  
六二  
六三  
六四  
六五  
六六  
六七  
六八  
六九  
七〇  
七一  
七二  
七三  
七四  
七五  
七六  
七七  
七八  
七九  
八〇  
八一  
八二  
八三  
八四  
八五  
八六  
八七  
八八  
八九  
九〇  
九一  
九二  
九三  
九四  
九五  
九六  
九七  
九八  
九九  
一〇〇

滅す者の彼等に抵ざらんが爲あり 信仰に由て彼等ハ紅海を陸の如く涉しが エジプトの入り之を測らん として擲れ死たり 信仰に由て七日の間ヒロコの城を擧げたるに懸にるの石垣づれたり 信仰に由て 妊婦のラハバハ信ぜざる者と共ににじざりき 善債者を接て之を平安からしめたまは地 われ更何を言ん や若シ アオンバク並クアソクニヒタビテ並サムエル及び預言者等の事を言ふ時に足ざる也 かれ る信仰に由て諸國を服し義を行ひ約束の者を受紳の口を錠め 火勢を滅し 劍の刃を遺れ在弱よりして 剛強せられ戰爭に於て勇しく異邦人の陣を退かせたり 婦人も亦死たる者の復活を受しことあり亦ある人 人最も愈れる復生を得べき爲に罰刑られて堅くことを欲せざりき 又た或人ハ標竿をうけ擲れ 鐵 石にて擲れ 鐵にてひかれ 火にて焚かれ 刃にて絞られ 標竿と山羊の皮を衣て經あるき窮乏 として難苦めり 世ハ彼等を屋に捕す 彼等ハ曠野と山と地の洞と穴とに周流たり 彼等ハ有信仰に由て美 名を得たれども約束の所を得ざりき 然るに彼等も我儕と信ならざれば 成至すること能ざる爲も更小愈 れる者を神預しめ我儕に備へ給へり

是故に我儕かく許多の見聞人に雲の如く圍れたれば 諸の重負と繁る罪を除き 爾らに我儕の 前に置れたる脚場を趨り 一ニ 一ニ 則ち信仰の先導となりて之を成至する者を望み 彼らに我儕に 此の喜樂に因てその罪をも贖はず十字架を忍びて神ハ寶座の右に坐し ぬ なんと自ら倦疲れて心を興ふ こと莫らぬ爲に惡人の如く此の如に逆ひしをも忍びたる者と思ふべし なんと自ら惡を争ひ拒て未だ血を流 に至らざる 又た子に告るが如く告給ひし言を稱曹忘きたり 曰く我子よ 爾主の總治を輕する勿れ 其禮實を 受るとき心を興ふ勿れ 然るに其の愛する者を懲め 又すべて其縛る所の子を鞭てり なんと自ら若ての懲

ルカ 〇三七  
ヨハ 二〇六八  
コリ 一三二  
ロ 一七  
一三  
一四  
一五  
一六  
一七  
一八  
一九  
二〇  
二一  
二二  
二三  
二四  
二五  
二六  
二七  
二八  
二九  
三〇  
三一  
三二  
三三  
三四  
三五  
三六  
三七  
三八  
三九  
四〇  
四一  
四二  
四三  
四四  
四五  
四六  
四七  
四八  
四九  
五〇  
五一  
五二  
五三  
五四  
五五  
五六  
五七  
五八  
五九  
六〇  
六一  
六二  
六三  
六四  
六五  
六六  
六七  
六八  
六九  
七〇  
七一  
七二  
七三  
七四  
七五  
七六  
七七  
七八  
七九  
八〇  
八一  
八二  
八三  
八四  
八五  
八六  
八七  
八八  
八九  
九〇  
九一  
九二  
九三  
九四  
九五  
九六  
九七  
九八  
九九  
一〇〇

治を忍びて神の子の如く爾曹を待ひ給ふなり誰か父の徳めざる子あらん乎 衆人の受る徳治も爾曹に無ばうの親子にして親子に非ず されば爾曹の徳めし者なるに尙てまを敬へり況て徳を以てこれに由て鍛錬する者には義の平康なる果を給とせり 是故に爾曹疲たる手弱たる膝を健かにせよ 足震たる者の迷ふことなく燈されんが爲なんから足に平直なる徑を備ふべし なんから衆の人と和睦をせざる自ら潔らんとせざるを憐れん人もし潔らざるに足ゆるるを得ざる也 なんから慎めよ恐るることをなす者あらん彼ら一飯のために長子の業を襲ひ 其の福を嗣人として求めたれども 終に棄られ 濟を燒して志を挽回せんとせしが爾曹の知どころ也 爾曹の近ける所を押るべき山に非ず 或いは鋭たる火あるひに密雲あるひに黒晴あるひに暴風 あるいは言語の聲にも非ず 此聲を聞きし者 其の言を以て語綸とせざることを求へり 爾曹は若し山を觸るに石にて擣るべしと命せられしを彼等忍ぶこと能はざりし故なり 爾曹の見どころ極て畏しかりければ 爾曹も我甚く恐懼戦慄せり 然るに爾曹は近ける所の山を以て神の城なる天のエルサレムを以て千萬の衆すなとて天使の聚集 天の御座を坐する長子とて衆の衆を衆く神よび成全せられたる義人の靈魂を以て爾曹の中保なるイエス及び流る所の血なり此血の言どころハラスル血のいふ所よりいれども愈まり 憤みて告る所の者を拒ひ勿え若し地帯て示せる者を拒し彼等免かるる事なかりしならん況て我爾曹より

示せる者を拒て免るることを得んや 昔其曠地を置へり今再びて曰く我また一次地のみならず天をも震はん 此の罰一次言るべき者の乘られんことを亦す此等の遣られたるの震とせざる者の有らなれば 是故に爾曹震れざる國を得たれば 恩に感じて度が敬ひ神の意旨に合ふ所をもて之に事ふべし 夫われらの神は燃す火なり 爾曹は恒に兄弟の相愛する心を存べし 遠人を接待するを忘るる勿れ 或人かく行たれば 知らずして天使を接待せり 已どもに囚るるが如く 囚者を念へ爾曹も亦身在るが故に苦むる者を念ふべし ならんから世を過る小會ることなせ有とてを以て足りて蓋わを爾曹を去す更に爾曹を棄れど云給ひたれば也 然る者ハ益する所ありき 我爾曹に參壇あり此上の物を幕屋に事する人ハ食ふことを得ざる地 祭司の長罪を贖ふことを爲す 爲す血を擧げて聖所に入るの罰の體を擧外おて披ふ 是故にイエスも己の血をもて民を潔んが爲す 門の外小苦を受しなり 然るに我爾曹も彼の詔を負て擧外お出かれお往べし 我爾曹に在て恒に有つべき城邑なし 惟きたらんとすの城邑を求む 是故に爾曹かれ小由て恒に讚美の祭を神に獻べし 即ち其名を燒る層の果あり 然るに善を行ふに捨ちを行ふことを忘るる勿れ 此の如き祭ハ神に之を敬べし也 爾曹を導く者に猶ほて服すべし 彼等ハ己が事を神の前お訴ふべき者あるが故に爾曹の靈魂のために

ヘブライ書 12章 1節 11節 12節 13節 14節 15節 16節 17節 18節 19節 20節 21節 22節 23節 24節 25節 26節 27節 28節 29節 30節 31節 32節 33節 34節 35節 36節 37節 38節 39節 40節 41節 42節 43節 44節 45節 46節 47節 48節 49節 50節 51節 52節 53節 54節 55節 56節 57節 58節 59節 60節 61節 62節 63節 64節 65節 66節 67節 68節 69節 70節 71節 72節 73節 74節 75節 76節 77節 78節 79節 80節 81節 82節 83節 84節 85節 86節 87節 88節 89節 90節 91節 92節 93節 94節 95節 96節 97節 98節 99節 100節